

# 京都府鴨川条例 車両乗り入れにおける注意事項

## <承認申請書の記入について>

- 記入の際は、太めの字で大きくはっきりと書いて下さい。
- 車両ナンバーは1文字でも抜けている、或いは間違えていると違反車両となりますので、事前によくご確認の上、記入して下さい。(例 正:京都400 → 誤:京400)
- 乗り入れ期間は申請日当日から、或いはそれ以降からとなります。
- 乗り入れ目的は必ず明記して下さい。また、乗り入れ場所は行為場所の住所、または最寄りの橋梁名、その上流・下流、右岸・左岸側を記入して下さい。施主がお店の場合は、屋号も記入して下さい。

## <乗り入れについて>

- 車種については、普通乗用車(セダンタイプ)の乗り入れは原則認めておりません。トラックやバン、ワゴン車等の作業車での対応をお願いします。
- 道具・荷物等の搬入・搬出以外(通勤・現場見回り等)での乗り入れは一切認めておりません。
- 河川敷をガレージとして使用される(長時間車両を止め置く)ことは禁止しております。道具等の搬入・搬出が終わり次第、速やかに河川区域より車両を出して下さい。
- レッカー車やクレーン車等の重機を長時間固定・駐車して使用される場合は、別途、占用(河川法第24条・26条)許可が必要となります。詳細につきましては、当事務所の占用担当者にお尋ね下さい。尚、占用許可につきましては、申請していただいてから許可が下りるまでに1週間~10日程度掛かりますので、早めに申請して下さい。また、重機につきましては、占用許可が下りてからでないと乗り入れ承認書を発行することが出来ません。
- バイクの乗り入れは一切禁止しております。
- 当事務所の職員が毎日巡視しております。万が一、指導に従っていただけない場合は条例違反として罰則が科せられる場合がありますので、規則は必ず遵守して下さい。

## <返却について>

- 鍵は行為終了後、速やかに返却して下さい。万が一、紛失或いは損傷された場合は実費弁償していただきます。また、返却していただけない場合は、次回以降、乗り入れ承認書の発行が出来かねますので、ご了承下さい。
- 承認書も鍵と同様に、行為終了後、必ず原本を返却して下さい。万が一、紛失・処分をされた場合は顛末書を提出していただきます。
- 承認書の偽造は犯罪です。絶対にコピーをしないで下さい。
- その他、ご不明な点がございましたら、当事務所施設保全室(075-701-0102)までお問い合わせ下さい。

施設保全室長	(第1担当) 副室長	(第2担当) 副室長	主査 (鴨川条例)	担 当

NO.

## 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

申 請 者  
住 所  
  
氏 名  
  
電 話

下記のとおり京都府鴨川条例第16条ただし書の規定による自動車等の乗り入れ承認を申請します。  
車両ナンバーは別添承認書に記載のとおりです。

自動車の乗り入れ目的・場所 (具体的に記入願います)	
自動車の出入口場所 * 出入口により鍵が異なります。	
自動車の乗り入れ期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

工事で車両を乗り入れる場合は施主及び工事施工者も記入してください。

施 主	住 所	
	氏 名	
	電 話	
工 事 施 工 者 (申請者と異なる場合記入、会社名等)	住 所	
	氏 名	
	電 話	

- \* 本申請は荷下ろし等に伴う自動車乗り入れ承認です。自動車の駐車や据付けを認めるものではありません。
- \* クレーンの据付け等のため車両を長時間駐車させることが必要な場合は別途占用許可等を受けてください。

鍵番号

鍵受領 令和 年 月 日  
別紙「京都府鴨川条例車両乗り入れ承認書の注意事項」を遵守します。

鍵返却 令和 年 月 日

## 京都府鴨川条例 車両乗り入れ承認書

番 号	※	承認印
車 種	トラック ワンボックス その他( )	
車 両 ナ ン バ ー		
期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
乗り入れ目的、場所		
進 入 口		
申 請 者		

注) ※欄は記入しないでください。

### 注意事項

- 1 この承認書は車両の駐車や据付けを認めるものではありません。
- 2 車両の出入りの都度、必ずゲート及びチェーンの施錠をしてください。
- 3 乗り入れ車両には、必ず承認書を車内のフロントガラスに掲示してください。
- 4 資材等の搬入が終わりしだい、車両を鴨川等の敷地から出してください。
- 5 鍵及び承認書は、他者に譲渡又は貸与してはいけません。  
偽造は犯罪となります。
- 6 作業を終わられたら、速やかに鍵と承認書を返却してください。  
鍵を紛失したときや、損傷されたときは、実費弁償していただきます。
- 7 承認車両以外を乗り入れた場合、罰金(5万円以下)が科せられます。

京都府京都土木事務所  
電話 075-701-0102